

2020年 5月22日

各 位

出光興産株式会社
北海道製油所

定期補修工事の規模縮小及び新型コロナウイルス感染拡大防止について

当社北海道製油所（苫小牧市真砂町、所長：澤 正彦）は、高圧ガス保安法、消防法、労働安全衛生法、石油コンビナート等災害防止法に則り、6月中旬～9月中旬の間、法定点検と安全・安定操業を確保するための点検・工事に限定して定期補修工事（SDM：Shut Down Maintenance 以下、SDM）を実施いたします。

現在、北海道は緊急事態宣言の重点的な取り組みが必要な「特定警戒都道府県」に指定され、新型コロナウイルスの感染拡大防止策の徹底が不可欠な状況下にあると認識しております。一方で冬場の灯油をはじめとする石油製品の安定供給の責務を果たしていくためには、SDMを通じて設備の信頼性を向上させていく必要があります。

しかしながら、SDM時に北海道外から多くの協力会社の作業員が苫小牧入りすることに対し、北海道民・苫小牧市民の皆さまから感染拡大への不安視する声を伺っております。これを受けて苫小牧市長から4月30日付けでSDM実施にあたり、①石油製品の安全安定供給を継続するために必要な最小限の点検・工事に限定すること、及び②新型コロナウイルスの感染予防対策の徹底をすることの2点の要請を承りました。また、北海道からも、工事の延期や徹底した感染防止対策について申し入れがありました。

地域の皆様に理解され、また地域と共に事業を発展させてきた当社としては、北海道民及び苫小牧市民の皆様の声、苫小牧市長及び北海道からの要請を真摯に受け止め、SDMで動員される協力会社と一致協力して、北海道民・苫小牧市民の皆様の健康・命を守るべく最善を尽くしていく所存です。SDM期間中、工事関係者の感染症発生者数をゼロにするため、下記のとおり、苫小牧市民をはじめ住民の方と作業員の接触機会をできる限り減らす等、最大限の感染防止策を講じてまいります。

なにとぞ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 定期補修工事（SDM）とは

石油精製の全装置を停止し、点検・検査・補修・更新、触媒取替工事等を実施します。製油所の定期補修工事は高圧ガス保安法、消防法、労働安全衛生法、石油コンビナート等災害防止法で定期的実施する事が法律上、義務付けられております。

製油所の各装置の安全を確保して、安定運転を継続するためには、点検・検査を行い、劣化・損傷している箇所を早期に発見して補修する必要があります。装置内部の損傷・不具合は、装置を止めて実施する定期点検以外では発見が困難であり、

定期点検を実施しないまま、装置の運転を継続すると火災などの重大事故につながる可能性があります。

また、石油製品を生産するためには、原油中の硫黄分や金属分等の不純物を装置内に充填した触媒で反応させて除去しています。触媒は使用すると劣化するため定期的に交換する必要があり、触媒交換は装置を停止しないと行えません。石油製品の品質確保のため、触媒の定期的交換は不可欠となります。石油製品には暖房用灯油、トラックや除雪車用の軽油、病院の非常用電源のA重油等を含みます。以上のとおり、苫小牧市をはじめとする北海道内に石油製品を安定供給していくためには定期補修工事（SDM）が必要となることをご理解下さい。

2. 工事期間予定

6月中旬～9月中旬

当初計画は6月上旬～8月上旬としておりましたが、緊急事態宣言の状況を考慮し、次の4点の見直しを実施しました。

- (1) 開始時期延期（約2週間延期）
- (2) 工事規模縮小（法定点検と安全・安定供給の継続に必要な工事に限定）
- (3) スケジュールの見直しと工事平準化
（冬場の石油製品の供給が確保できるぎりぎりの時期まで延期し平準化）
- (4) 北海道在住の作業員の従事を優先し、北海道外の作業員を最小化

3. 工事動員人数

	当初計画	規模縮小	平準化＋ 北海道在住作業員優先
実質作業員数	10,000	→ 7,300	→ 5,700 人
北海道外作業員数	9,000	→ 6,300	→ 4,700 人
ピーク時作業員数	5,000	→ 3,700	→ 3,500 人/日
ピーク時の北海道外作業員数	4,000	→ 2,700	→ 2,500 人/日
平均の作業員数	2,300	→ 1,900	→ 1,300 人/日
平均の北海道外作業員数	1,800	→ 1,400	→ 800 人/日

4. 新型コロナウイルス対策について

製油所の所員は、新型コロナウイルス感染症の予防・拡大対策を実施しておりますが、工事に入る協力会社にも下記の対策を実施してまいります。

- (1) 苫小牧市への移動前
 - ア. 苫小牧市に入るまでの2週間前から体調管理を行い、健康状態（体温、風邪等の症状）に問題のないことを確認します。
 - イ. 2週間の健康状態の確認ができない場合、確認できるまで苫小牧市に入ることを控えます。
- (2) 苫小牧市への移動時
マスク着用等の飛沫感染防止策を必ず実施します。

(3) 宿泊時

ア. 協力会社各社にて作業員の日々の体調管理を行います。

(7) 発熱（目安：37.5℃以上）のある作業員、少しでも具合の悪い作業員は、自宅、ホテルに待機させます。

(1) 自宅、ホテル待機者が発生した場合は、当社へ連絡をすることを義務化します。

イ. 宿泊先に対して、共用部をこまめに除菌清掃していただくよう依頼します。

ウ. 共用部から自室に戻った時には、手洗いを実施することとします。

エ. 食事は、ホテル内で摂ることとします。（ホテル内レストランを使用、お弁当の購入）。やむを得ない場合は、ホテル周辺の3密対策が取られている飲食店で食事することとします。

オ. 新型コロナウイルス感染対策の三原則「換気を励行する」「人の密度を下げる」「近距離での会話や発声を避ける」の観点に注意して、業務終了後の生活においても、遊興娯楽施設への出入りを控えます。

カ. 協力会社各社の宿泊先リストを作成し、当社にて管理します。

なお、提出された宿泊先リストは、了解を得られた会社のリストを苫小牧保健所へ情報提供します。

(4) 製油所、ホテル間の移動時

移動時においては、密閉・密集・密接での会話を避けた行動とします。例えば、車移動時にはマスク等を着用し、空調はリサイクルにせず100%フレッシュエアの状態にする等の対策を実施します。

(5) 製油所構内

ア. 製油所構内では、手洗い・うがい・咳エチケットを徹底します。

イ. 事務所の共有部分においては、こまめに除菌清掃します。

ウ. 事務所においては、密閉・密集・密接での会話を避けます。事務所は1時間に1回は換気を行い、密集になる場合は必ずマスク着用をする等の対策を実施します。（マスクが不足した場合、当社が提供します。）

エ. ホテル以外での朝食、昼食は、製油所構内で摂ることとします。（市民の皆様との接点を避けるため製油所構内にコンビニエンスストア等の売店を設置します。また、構内で食事をとる場合は飛沫感染対策を講じていきます。）

(6) 上記の履行状況の確認

ア. SDM 期間中は正門及び通用門にサーモカメラを設置し、入構者の体温を測定します。発熱（目安：37.5℃以上）のある方は入構を断ります。

イ. 事務所の3密対策の実施は、日々の安全衛生パトロールで確認します。

ウ. 作業員の方の体調管理の状況は、日々、協力会社に確認します。

エ. SDM の実施状況や感染者の有無等について、毎日苫小牧市へ報告します。

5. 新型コロナウイルスの感染が疑われる症状が出た場合の対応

(1) 感染が疑われる症状

ア. 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱（目安：38℃以上）等の

強い症状がある場合

イ. 重症化しやすい方（※）で、発熱（目安：37.5℃以上）や咳など風邪の症状がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方

ウ. 上記以外の方で発熱（目安：37.5℃以上）や咳など風邪の症状がある場合

(2) 対応策

ア. 疑似症例者は速やかに隔離し行動履歴を確認したうえで接触者を特定します。

イ. 弊所の産業医に連絡し、その後の対応は産業医の指示に従います。

ウ. 疑似症例者が検査で陽性の場合、保健所や苫小牧市と連携し対応します。また、作成済の宿泊先リストと行動履歴から濃厚接触者を速やかに特定し隔離するなど対応します。

エ. 感染者が判明した時点で、感染者所属の当該作業グループの工事は一度停止し、当該グループ使用の休憩所・事務室は一時使用禁止とします。工事の再開は、北海道及び苫小牧市と協議を行い、了解を頂いた後、工事再開いたします。

オ. 陽性になった作業員が治癒した後、及び濃厚接触者が2週間隔離し体調確認で問題なかった後でも、産業医と苫小牧市の確認を得るまでは作業に就かせません。

なお、上記の感染防止対策については、産業医並びに苫小牧市・北海道の指導をいただいております。

(3) SDM 期間中は当該対策を着実に実行するとともに、平日の午前中に苫小牧市に状況を報告してまいります。

万が一、感染者が発生した場合は、速やかに苫小牧市および苫小牧保健所に連絡し、その指示に従い感染拡大防止に努めます。

6. その他

(1) 工事期間中フレアスタックの炎が大きくなる時もありますが、異常ではありません。

(2) 工事期間中は、石油精製装置は停止しておりますが、石油製品の出荷は、貯蔵タンクの在庫品および当社他製油所からの製品輸送により安定供給を図ってまいります。

(3) 工事期間中は、製油所の見学をお断りさせていただきます。

以上

～お問い合わせ先～

出光興産株式会社 北海道製油所 お問い合わせセンター

TEL: 0120 - 622 - 625 (8時～20時)

<https://www.idss.co.jp/business/factory/hokkaido/index.html>